

■ 『英語コーパス研究』編集委員会報告：投稿規定の改定について

『英語コーパス研究』編集委員会委員長
中尾佳行

2016年9月30日（金）の理事会において、『英語コーパス研究』の投稿規定、スタイルシート、電子化、そして著作権について、編集委員会での検討結果を報告し、大筋において認められました。理事会での議論を経て、次のことが了承されましたので、ご報告します。

A. 『英語コーパス研究』投稿規定の改定（スタイルシートの作成を含む）（2017年度学会誌、第25号から適用予定）

1. 投稿規定の改定

現行規定を基本的に踏襲するが、次の3点を改定する。

i. 電子化：「出版と同時にJ-STAGEからダウンロード可能とする」

*研究の国際的動向に対応するため。

*執筆者は、個人の権利として、自著論文を出版と同時に自分のホームページに掲載したり、教材としても使用できる等、利便性があるため。

ii. 著作権：「著作権は学会の所有とする」

*本誌はこれまで著作権について明記されていなかったことへの対応。

*執筆者の論文転載等の諸手続きについて、学会として、執筆者の権利及び利便性に応えと共、掲載論文の諸手続きが簡潔・円滑に対応できるようにするため。

iii. スタイル：日英語論文のスタイルシート

（Webで掲載予定）に即して、執筆する。

論文構成の書式は、大枠において現行規定を踏襲している。

参考文献については、『英語コーパス研究』の書式（日本語の場合）、APAまたはMLA（英語の場合）。

*執筆者が執筆しやすく、かつ編集者がチェックしやすいようにするため。（「チェックシート」にチェックして提出。）

2. スタイルシートについて

1.3で述べたように、日英語論文のスタイルシートを作成し、Web上に掲載する（2017年6月末予定）。2017年度、学会誌第25号から適用する予定である。

B. 電子化について

出版と同時にJ-STAGEからダウンロード可能とする。

*執筆者から掲載許可を得るなどの、手続き上の問題は、投稿規定で、電子化公開前提で投稿してもらうことを、規定する。

C. 著作権について

著作権は学会の所有とする。奥付けにISSN番号とともに明記する。

*B同様に、投稿規定に規定する。編集委員会においては、「著作権は個人に帰する」という意見もあったが、理事会の議論を経て、「学会の所有」に結論づけられた。（理由については、1.2を参照。）

*本学会に掲載された論文については、個人が最重視されるもので、学会はそれを支援する立場にある。執筆者が自身の論文を学位論文や著書などに転載する場合、本学会はこれに異議申し立て、あるいは妨げることはしない。論文は本学会誌に出版後、Webサイト（執筆者所属組織のサイトを含む）に掲載したり、教材として使用したりすることができる。ただし、本学会誌の出典を明記しなければならない。